

猪名川町文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

猪名川町長 岡本信司

猪名川町文化財保護条例の一部を改正する条例

令和8年3月23日

条例第6号

猪名川町文化財保護条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保護」の右に「及び保存活用」を加える。

第10条第2号中「第11条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第15条を第19条とし、第11条から第14条までを4条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の4条を加える。

（行為の許可）

第11条 教育委員会が寄託又は収集により保管及び展示をしている文化財（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）について、別表の区分欄に掲げる利用を希望する者は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に際し、文化財の保存及び管理上必要な条件を付することができる。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1) 保存又は管理上、支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 前項で付した条件に従わないおそれがあると認められるとき。

(3) その他教育委員会が不相当と認めるとき。

（利用料）

第12条 前条第1項の規定による許可を受けた者は、別表の区分欄に掲げる利用方法に対応する額を上限として、規則で定める利用料を納付しなければならない。

2 前項の利用料は、教育委員会が指定する日までに納付しなければならない。

（利用料の減免）

第13条 教育委員会は、特別な事由があると認めるときは、利用料を減額又は免除することができる。

2 前項における減額又は免除に関する事項は、別に規則で定める。

(利用料の不還付)

第14条 既に納付された利用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 利用者の責めによらない理由により、許可された利用ができなかったとき。
- (2) 利用者が利用日の3日前までに、当該利用許可の取消しを申し出たとき。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第12条関係）

区分	単位	上限料金
熟覧、模写、模造、拓本	1点	3,000円
写真撮影	1点	5,000円
動画撮影	1点	10,000円
画像利用	1点	3,000円
館外貸出し	1点	50,000円
商品使用	1点	100,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

猪名川町文化財保護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条および地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条の規定により、猪名川町に所在する文化財の保護及び保存活用について必要な事項を規定する。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>第10条 前条の規定による補助金の交付を受ける所有者等が次に掲げる事項の一に該当するに至ったときは、教育委員会は、当該補助金の全部もしくは一部を交付せず、または当該所有者等に対し既に交付された補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第15条第1項</u>の規定による指示に従わなかったとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第11条 <u>教育委員会が寄託又は収集により保管及び展示をしている文化財(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)</u>について、別表の区分欄に掲げる利用を希望する者は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の許可に際し、文化財の保存及び管理上必要な条件を付すことができる。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条および地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条の規定により、猪名川町に所在する文化財の保護について必要な事項を規定する。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>第10条 前条の規定による補助金の交付を受ける所有者等が次に掲げる事項の一に該当するに至ったときは、教育委員会は、当該補助金の全部もしくは一部を交付せず、または当該所有者等に対し既に交付された補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第11条第1項</u>の規定による指示に従わなかったとき。</p> <p>(3) (略)</p>

改正条文	現行条文
<p><u>3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 保存又は管理上、支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 前項で付した条件に従わないおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) その他教育委員会が不相当と認めるとき。</u></p> <p><u>(利用料)</u></p> <p><u>第12条 前条第1項の規定による許可を受けた者は、別表の区分欄に掲げる利用方法に対応する額を上限として、規則で定める利用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の利用料は、教育委員会が指定する日までに納付しなければならない。</u></p> <p><u>(利用料の減免)</u></p> <p><u>第13条 教育委員会は、特別な事由があると認めるときは、利用料を減額又は免除することができる。</u></p> <p><u>2 前項における減額又は免除に関する事項は、別に規則で定める。</u></p> <p><u>(利用料の不還付)</u></p> <p><u>第14条 既に納付された利用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 利用者の責めによらない理由により、許可された利用ができなかったとき。</u></p> <p><u>(2) 利用者が利用日の3日前までに、当該利用許可の取消しを申し出たとき。</u></p> <p><u>第15条～第19条 (略)</u></p>	<p>第11条～第15条 (略)</p>

改正条文			現行条文		
別表(第12条関係)					
<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>上限料金</u>			
熟覧、模写、模造、拓本	1点	3,000円			
写真撮影	1点	5,000円			
動画撮影	1点	10,000円			
画像利用	1点	3,000円			
館外貸出し	1点	50,000円			
商品使用	1点	100,000円			